データの利活用と信託機能

笹川豪介

Index

- 1. データの利活用事例
 - -1.AIによる信用スコア算出 -2.情報を利用した分析

 - -3.情報銀行
- 2. データの利活用とプライバシー
 - -1.信用スコアによる差別
 - -2.推定情報とプライバシー
 - -3.位置情報とプライバシー
- 3. データの利活用と信託機能
 - -1.信託機能とフィデューシャリーデューティー(信認義務) -2.データの利活用と善管注意義務

 - -3.データの利活用と忠実義務・利益相反行為の制限

1.データの利活用事例

1-1.AIによる信用スコア算出

LINE Scoreで 日常をちょっと豊かに



https://linescore-blog.line.me/archives/17810056.htmlより

信用スコア:金銭の貸出をする際に、その人が どれくらいきちんと返済してくれるだろうか、 という予想を、数値・スコアで算出したもの

「LINE Score」の特徴

ー かんたんにスコアを診断、広がる可能性

「LINE Score」の操作はとっても簡単です。

利用前に規約に同意いただき、あなたのライフスタイルに関する15の質問に回答するだけ。AIがライフスタイル情報とLINEサービスの利用状況をもとに100~1,000点のスコアを算出。

スコアに応じたキャンペーンや特典をご提示しあなたの日常をちょっと豊かにするサービスです。

今夏リリース予定の「LINE Pocket Money」は、急な出費時に少額借入できる個人向け無担保ローンサービスです。

「LINE Score」のスコアに応じて一人ひとりに適した貸付利率(年率)とご利用可能額を決定します。

1-2.情報を利用した分析

• 推定属性・興味分野の活用例(Googleの例)

| 18~34歳 | 子 | 男性 | P | PlayStation | Matsui Securities Co. | M | Mitsukoshi | Android OS | ISP | TV ゲーム、PC ゲーム

https://adssettings.google.com/authenticated?hl=jaより



広告のカスタマイズに利用する要素

広告は、Google アカウントに追加された個人情報、Google のサービスを利用している広告主から提供されるデータ、Google が推定した興味/関心に基づいて表示されます。各要素を選択すると、詳細の確認や設定の更新ができます。表示される広告を管理する方法

1-2.情報を利用した分析

位置情報の活用例 (COVID-19:コミュニティモビリティレポート)

https://www.gstatic.com/covid19/mobility/2021-01-08_JP_Mobility_Report_ja.pdfより



COVID-19 (新型コロナウイルス感染症):コミュニティ モビリティ レポート

日本 2021年1月8日

モビリティの変化

このデータセットは、COVID-19 (新型コロナウイルス感染症) の影響について修正を加えることを目的としています。医療的な診断、予測、治療に使用することはできません。また、個人的な渡航の計画のガイダンスに使用するためのものでもありません。

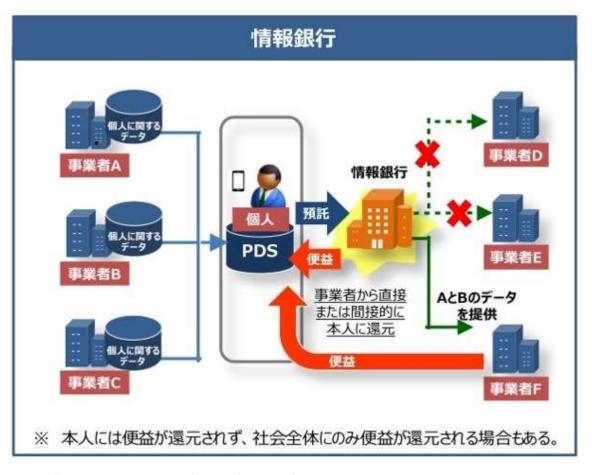
このデータは、スーパーマーケットや公園などの場所への訪問者が地域ごとにどう変化したかを示すものです。このレポートを仕事で活用する方法については、コミュニティモビリティレポートのヘルプをご覧ください。

位置情報の精度と各カテゴリの情報取得状況は地域によって異なるため、このデータを使用して国家間、または異なる特徴をもつ地域間(地方と都会など)で変化を比較することはおすすめしません。

統計的に有意なレベルのデータがない場合、その地域はレポートから除外します。 こうした動向の計算方法 とプライバシー保護の取り組みについては、このデータについてをご覧ください。



1-3.情報銀行



- •情報銀行:個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、…個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者に提供する事業
- 情報の預託は信託的機能を有する
 - →情報銀行は信託的機能に基づ く(道義的な)信認義務を負う

2.データの利活用とプライバシー

2-1.信用スコアによる差別

- 性別・思想信条で不当に差別されるケース→不当な差別の排除
- 一方で、合理的な区別は問題ないため、問題の有無について千疋する必要がある(例:年齢によって交通事故のリスクが大きく違うため保険料を異なるものとするのは合理的な区別の範囲)
- スコアが独り歩きする(たとえば飲食店で勝手に使われて一定スコア以上じゃないと入店不可とか、低スコアが晒されるとか)→スコア利用の制限
- このような問題を解決するためには、善良な管理者としてスコアの 生成及び管理を行う必要がある

2-2.推定情報とプライバシー

- 推定情報が誤っていて、それが嫌だと感じる場合→推定情報の 訂正
- 推定情報が詳細すぎて気持ちが悪い場合(特定の疾患について 言及されるなど)→推定情報の精度の低下
- 推定・マーケティングの精度とプライバシー
- このような問題を解決するためには、善良な管理者として、かつ、利用者に対して忠実に、推定情報の生成・管理・利用を行う必要がある

2-3.位置情報とプライバシー

- 位置情報を個人特定して従業員が悪用するケース→安全管理・ 私的利用の禁止
- •個人特定しなくても一般に晒されたらどうか→匿名化・統計化 するか
- 統計精度とプライバシー
- このような問題を解決するためには、善良な管理者として、かつ、利用者に対して忠実に、推定情報の生成・管理・利用を行う必要がある

3.データの利活用と 信託機能

3-1.信託的機能とフィデューシャリーデューティー(信認義務)

- ・データの利活用と信託機能=信託法に基づく信託ではなく、信託的機能を有する
- 信託的機能→(少なくとも道義的な)信認義務が生じる
- ・信認義務:信認関係の認められる当事者間において一方当事者 (信認者)の信頼を受けた側の当事者(受認者)に課される義 務→具体的内容として善管注意義務・忠実義務等が想定される

3-2.データの利活用と善管注意義務

- 善管注意義務:信託法29条2項 「受託者は、信託事務を処理するに当たっては、善良な管理者 の注意をもって、これをしなければならない。」
- 善管注意義務の履行としての安全管理措置
- 安全管理措置の内容の例
 - Need to knowの原則=知る必要がある情報のみ知るべきという原則、 に基づくアクセスコントロール(最小限の人、内容、期間)
 - 最小限の内容=たとえば氏名等はなるべく使わない
 - Privacy Impact Assessment (プライバシーへの影響評価)
- 例:信用スコアと善管注意義務

3-3.データの利活用と 忠実義務・利益相反行為の制限

- ・忠実義務:信託法30条 「受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならない。」
- 利益相反行為の制限:信託法31条1項4号 「受託者又はその利害関係人と受益者との利益が相反することとなる」行為
- ・忠実義務・利益相反行為の制限の内容
 - 私的利用の禁止
 - 匿名化・統計化
 - 分析精度の低下
- ・例:推定情報・位置情報と忠実義務・利益相反行為の制限 推定・統計精度とプライバシー:一般的な利用者の拒絶感が基準
- 今後の課題:プライバシー侵害時の制裁 →民事・個人情報保護法と事実上の制裁